

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、賃金・物価上昇の影響を受けている県内医療機関等に対し、医療機関等の従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援するため、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年2月26日付け医政発0226第11号厚生労働省医政局長及び医薬発0226第2号同省医薬局長通知別紙（以下「実施要綱」という。））に基づき、予算の範囲内で、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、補助金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(対象事業)

第3 対象事業は、実施要綱に定める次に掲げる事業とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
- (2) 診療所等物価支援事業

(対象者等)

第4 事業の対象となる医療機関等、事業による支援の対象者は実施要綱に定めるところとする。

(補助金額等)

第5 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業
実施要綱に定める額と、第11で実績報告を行った賃金改善の総額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (2) 診療所等物価支援事業
実施要綱に定めるところとする。

(交付の申請)

第6 規則第4条に規定する交付の申請は、次の書類を知事が別に定める日までに提出するものとする。

補助事業	書類	様式
(1) 診療所等賃上げ支援事業	診療所等賃上げ支援事業交付申請書	別紙様式1
	診療所等賃上げ支援事業計画書	別紙様式2
	役員名簿（法人の場合）	別紙様式3
	その他知事が必要と認める書類	
(2) 診療所等物価支援事業	診療所等物価支援事業交付申請書	別紙様式4
	診療所等物価支援事業計画書兼実績報告書	別紙様式5
	役員名簿（法人の場合）	別紙様式3
	その他知事が必要と認める書類	

(交付決定)

第7 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、通知するものとする。ただし、当該通知は、知事の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に、交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をし、通知することができる。ただし、当該通知は、知事の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

(交付の条件)

第8 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、且つ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 第3（1）診療所等賃上げ支援事業については、令和8年8月1日まで運営を継続していること。ただし、当該施設が同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合はこの限りでない。

（変更の承認等）

- 第9 第8（2）の規定により、補助対象事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別紙様式6）をあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、第10の規定により補助金の変更交付申請を行う場合は、この変更承認申請を省略することができる。
- 2 第8（3）の規定により、補助対象事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別紙様式7）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

- 第10 第3（1）診療所等賃上げ支援事業の交付決定を受けた補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、次の書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 診療所等賃上げ支援事業変更交付申請書（別紙様式8）
 - (2) 診療所等賃上げ支援事業変更計画書（別紙様式9）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

- 第11 規則第13条に規定する実績報告を行う際は、知事が別途定める書類を令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。ただし、第3（2）診療所等物価支援事業においては、規則第13条の規定にかかわらず、第6に規定する補助金の交付の申請により当該実績報告があったものとみなす。

（補助金の額の確定）

- 第12 知事は、第11の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定するものとする。ただし、第3（2）診療所等物価支援

事業においては、規則第 14 条の規定にかかわらず、第 7 に規定する補助金の交付の決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(交付請求書)

第 13 規則第 16 条の規定による交付請求書は、規則第 22 条の規定により省略する。

(補助金の返還)

第 14 知事は、補助対象者が実施要綱に定める補助金の返還規定に該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させるものとする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。